この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 20 万分の 1 地勢図を複製したものである。（承認番号　平 26 中複　第 10 号）

令和八年十一月

島根県鳥獣保護区等位置図（令和8年度）

1 ： 100,000

0　1　2　5　10km

一法令違反と
銃猟事故を撲滅しましょうー

●島根県では、出雲北山山地(出雲市の一部)のニホンジカ捕獲禁止区域を除き、ニホンジカの1日の捕獲頭数の制限を設けていません。
●出雲北山山地については、引き続きニホンジカ捕獲禁止区域を設定し、ニホンジカの狩猟を禁止としています。
●島根県では、イノシシ、ニホンジカの狩猟期間を11月1日から2月末日までとしています。
●環境省告示により、島根県におけるツキノワグマの捕獲は、令和9年9月14日まで禁止されています。

●狩猟道徳を守りましょう。

●狩猟マナー

1．狩猟鳥獣は、現在の狩猟者だけのものではないという考えをもつこと。
2．獲物の数を誇るような風習をやめること。
3．確実に種類が判別でき、確実に捕獲できると判断した獲物だけを撃つこと。
4．わな、網等に保護鳥獣がかかった場合は、ただちに放獣すること。
5．半矢にした場合は、追跡して回収すること。
6．先着の狩猟者の先題りをしないようにすること。
7．他の狩猟者が狙っている獲物には、銃口を向けないようにすること。
8．他の狩猟者の撃った獲物が、自分の近くに落ちたら、これを拾って引渡すこと。
9．農耕地や幼齢造林地に踏み込んで、所有者に被害を与えないようにすること。
10．山火事を起こさないように注意すること。
11．電線、電話線に注意すること。

近年狩猟による事故が多発しているので、次のことに注意してください。

(1) 安全装置を過信しないこと。
(2) 矢先を確かめ、安全と猟獲の自信がなければ発射しないこと。
(3) 疲労を覚えたならば、狩猟を中止すること。
(4) 山林内の作業箇所の人身事故に注意すること。
(5) 登下校の時間帯には、人身事故に注意すること。

日の出前、日没後の銃猟は、禁止されています。

◎出猟の際は、日の出、日没の時刻をテレビ、ラジオ、新聞等で確認のうえ、出猟してください。

●島根県主要地の日の出・日没時刻表　（令和8年9月現在）

月　日	区　分	松　江	浜　田	隠岐の島
11月 1 日	日の出	6：29	6：31	6：28
	日　没	17：13	17：18	17：12
11月15日	日の出	6：43	6：44	6：42
	日　没	17：02	17：07	17：00
12月 1 日	日の出	6：58	6：59	6：57
	日　没	16：55	17：01	16：53
12月15日	日の出	7：09	7：10	7：08
	日　没	16：56	17：02	16：54
1 月 1 日	日の出	7：17	7：18	7：16
	日　没	17：05	17：11	17：03
1 月15日	日の出	7：16	7：18	7：16
	日　没	17：18	17：23	17：15
2 月 1 日	日の出	7：08	7：09	7：07
	日　没	17：35	17：40	17：33
2 月15日	日の出	6：55	6：57	6：53
	日　没	17：49	17：54	17：48
2 月28日	日の出	6：40	6：42	6：38
	日　没	18：02	18：06	18：00

●島根県における国有林及び県有林で狩猟する場合

国有林へ入林する場合は「**入林届**」を提出してください。

国有林以外も、常時伐木、造林作業のための作業員が仕事に従事している場合が多く、十分注意する必要があります。県有林は、できるだけ責任者の承諾を得てから行動してください。

●NTTからのお願い

県内には、重要な電話線が各市町村にまたがって架設されております。狩猟期での散弾銃による電話線の被害は、一度被害を受けると過誤不能となり、社会全般に迷惑をかけることになります。

狩猟者の皆さんは、電話線が通過している場所では十分注意していただき、事故のないように狩猟をしていただきますようお願いします。

なお、電話線の通過等、詳しくは最寄のＮＴＴへおたずねください。

●鳥獣行政の仕事を取り扱っているところ

区　分	主管部課	所　在　地	郵便番号	電話番号
本　庁	農林水産部農山漁村振興課鳥獣対策室	松江市殿町1	690-8501	0852-22-5160
地方機関	東部農林水産振興センター 農業普及振興部	松江市東出雲町町村174-1	690-0011	0852-32-5964
	東部農林水産振興センター 林業振興部	雲南市木次町里方331-1	699-1311	0854-42-9556
	東部農林水産振興センター 出雲農林振興部	出雲市大津町1139	693-8511	0853-30-5579
	西部農林水産振興センター 浜田農林振興部	浜田市片庭町254	697-0061	0855-29-5504
	西部農林水産振興センター 益田農林振興部	益田市乙吉町6-8-26ﾊﾟｰﾄ3	698-8510	0855-72-9563
	隠岐支庁 農林局	隠岐郡西ノ島町美田町326-1	698-0007	08512-32-9572
	隠岐支庁 農林局	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	685-8601	08512-2-9686
一般社団法人島根県猟友会事務局		松江市母衣町55	690-0886	0852-22-4129

●狩猟者登録証の返納について（鳥獣保護管理法第66条関係）

法律により捕獲場所の報告が義務づけられています。

狩猟者登録証裏面の報告様式「狩猟カレンダー」に、狩猟時期、猟の種類、捕獲場所、目的の鳥獣名、捕獲数等を記入の上、狩猟期間が満了してから30日以内に登録証を返納してください。

（記入例）

狩猟者登録証

08　狩猟者登録証

氏名　丸山　達也　㊞

（表）

（裏）

（第一種銃猟・第二種銃猟）

●捕獲なしの場合

| 月 | 日 | 狩猟の種類 | 猟の方法 | 捕獲等をした場所 | 捕獲等をした鳥獣の名称 | 捕獲等をした鳥獣の数 | | |